

# 令和6年度東松島市移住・定住モニターツアー 委託業務特記仕様書

# 令和6年度移住・定住モニターツアー委託業務特記仕様書

## 1 業務名称

令和6年度東松島市移住・定住モニターツアー委託業務

## 2 業務目的等

本市は、震災や少子高齢化の影響により2019年5月には人口4万人を切り、人口減少対策が急務となっています。このような状況の中、本市の「仙台・石巻にアクセス可能な交通の利便性」、「海も山も楽しめる自然豊かな住環境」といった利点のもと、「知ってもらい、来てもらい、体験してもらい」といった交流人口等の拡大を推進し、「試しに住んでもらい」お試し移住などを経て移住定住につなげるため、観光や体験を入口とした「東松島市移住・定住モニターツアー（以下「ツアー」という。）」を実施するものです。

## 3 準拠する法令

- (1) 旅行業法（昭和27年法律239号）
- (2) 東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）
- (3) その他関係法令及び通則

## 4 業務内容

### (1) ツアーの実施

ア 期 間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

イ 場 所 東松島市内

ウ 対 象 者 県外に居住している方で、本市への移住を検討している方

エ 業務内容

- (ア) ツアーの企画・実施への参画に関する事。
- (イ) ツアー参加者の募集、広告に関する事。
- (ウ) ツアー内容（体験事業、宿泊事業）の連携等に関する事。
- (エ) ツアー参加者等からの意見聴取及び取りまとめに関する事。
- (オ) 体験先等の調整、手配及び支払いに関する事。
- (カ) 事業費用の調整及び最適化に関する事。
- (キ) その他業務の進捗により生じた必要な事項に関する事。

オ 留意事項

- (ア) ツアーの企画・実施への参画、参加者募集に関しては、受注者の企画内容等を土台にし、市と協議・調整し業務を行うものとする。
- (イ) ツアーは2泊3日によるものを期間中に3回実施することを基本とし、2回以上の実施とする。また、1回あたり10人程度を見込むものとする。ただし、同等の効果が見込める内容を企画できる場合は、市と協議・調整の上で実施とすることができるものとする。
- (ウ) ツアーに使用する宿泊先は、市内宿泊事業者とする。また、ツアーに係る宿泊及び食事

費用は次の区分のとおりとする。ただし、宿泊事業者が直接食事を提供せず、市内飲食店において食事を提供することに置き換えることができるものとする。

ツアー日程	ツアー費用
2泊3日	宿泊費（2泊分） 食事代（朝食2回、昼食2回以上、夕食2回）

- (エ) 委託費に含まれる体験に係る費用は、体験先事業者又は体験先協力者に支払う費用、参加者及び添乗員、市内をアテンドする移住コーディネーターの入場・参加料及び材料代、その他体験に必要な市が認める費用とする。
- (オ) 「海も山も楽しめる自然豊かな住環境」といった利点を活かし、本市の特徴や特色を体験できるような行程となるよう市に協力及び情報提供するものとし、参加者の希望により臨機応変に対応する仕組み等の構築に努めるものとする。
- (カ) 本市に移住・定住することを前提とし、公共生活サービス（子育て・教育・福祉）等、生活に密接したまちの情報を提供するとともに、移住後の仕事をイメージできるような職業体験（農業・漁業・商業等）プログラムの企画・実施に関与するものとする。併せて、先輩移住者（地域おこし協力隊等）との懇談等を行い、より移住後の生活がイメージできるようなプログラムとすること。
- (キ) 本市への移住希望者（主に都市部に居住し、移住及び転職、起業、地域おこし協力隊に興味がある方や、若者・子育て世帯）を対象とし、WEB上での情報発信やチラシ作成、市SNS投稿用原稿の作成、イベントの催行等参加者募集に係るプロモーションを実施するものとする。
- (ク) 業務の実施にあたっては、市と緊密に連絡をとり、随時協議しながら進めることとし、全体として効率的かつ効果的な業務を行うものとする。

## (2) 参加者アンケートの実施

今後の事業展開につなげていくため、参加者にアンケートを実施し、業務報告書とともにその結果を提出するものとする。なお、アンケートの内容、手法及び整理方法については、別途市と協議するものとする。

## 5 業務場所

東松島市内

## 6 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

## 7 提出書類

業務落札者は次の書類を速やかに提出すること。

- (1) 業務契約書及び契約金額内訳書
- (2) 課税事業者・免税事業者届出書
- (3) 契約保証届出書又は契約保証金免除届出書
- (4) 着手届及び業務行程表
- (5) その他

## 8 秘密保持及び第三者への提供禁止

業務の処理に際して知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。また、発注者の許可無く指示目的以外の使用及び第三者への提供をしてはならない。なお、契約期間の満了後又は解除後も同様とする。

## 9 成果品、提出形式

- (1) 令和6年度東松島市移住・定住モニターツアー実施報告書（正・副本各1部）
- (2) 令和6年度東松島市移住・定住モニターツアー実施報告書で使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R1枚）
- (3) 参加者アンケート結果（正・副本各1部）
- (4) 参加者アンケート結果に使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R1枚）
- (5) 参加者アンケート用紙原本

## 10 成果品の納入場所

東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市復興政策部復興政策課 地方創生・基地対策係

## 11 完了及び対価の支払い

市の行う検査の合格をもって完了とする。

対価の支払いは、完了払いとし、前払い及び中間払いは行わない。

## 12 その他

本仕様書に記載のない事項については、市と受注者の協議の上、定めるものとする。